

第1条(事業の目的)

要介護状態等となった場合、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法、その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

第2条(運営方針)

1. 利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止または要介護状態となることの予防に資するよう、リハビリテーションの目標を設定し、計画的に行う。
2. 自ら提供する訪問リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図る。
3. 事業の提供に当たっては、当該医療機関の医師及び当該機関の情報提供により訪問リハビリテーションの指示を行った主治医の指示、利用者の希望、心身の状況、病状等を踏まえて、訪問リハビリテーションの目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した訪問リハビリテーション計画書又はそれらが記載された診療録に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図るよう妥当適切に行う。
4. 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について理解しやすいよう指導または説明を行う。
5. 事業の提供に当たっては、常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対して適切なサービスの提供を行う。
6. 事業の提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス及び居宅サービス事業所等と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供を行う。
7. 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士（以下 療法士）は利用者またはその家族に対して適切な指導を行い、計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成し、医療機関の医師または情報提供を受けた場合の主治医、居宅介護支援事業所等に対して情報提供を行う。また、地域の保健・医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努める。

第3条(事業所の名称等)

名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 医療機関名 医療法人社団 千春会 千春会病院
- (2) 所在地 京都府長岡京市開田2丁目14番26号

第4条(事業の内容)

療法士による居宅における訪問リハビリテーション。

第5条(従業者の職種、員数、及び職務内容)

従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者：1名
管理者は、事業所従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、訪問リハビリテーション計画の作成、指導、助言を行う。
- (2) 理学療法士：常勤 2名 非常勤 3名
- (3) 作業療法士：常勤 1名 非常勤 2名
- (4) 言語聴覚士：常勤 0名 非常勤 1名

療法士は、医師の指示を基に、サービスの目標、達成のために必要な訪問リハビリテーション計画を作成し、サービスを実施し、その報告を管理者に行う。

第6条(営業日及び営業時間)

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日・祝日とする。
ただし、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間：通常午前9時～午後5時までとする。

(3)上記の営業日、営業時間の他、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

(4)上記の曜日、時間で臨時休業する場合はその都度連絡する。

第7条(通常の実施範囲)

原則として長岡京市・向日市及び大山崎町とする。

第8条(利用料等)

1. サービスを提供した利用者については、介護保険報酬に応じた利用者負担金を徴収する。
なお、法定代理受領分以外の場合は介護保険報酬額の相当額を徴収する。
2. 実施地域以外の交通費については以下のとおりの取扱いとする。なお、これに間わずタクシーや交通機関を利用した場合はその実費を請求する。
2km未満 0円
2km以上、0.5kmまで毎に500円加算
3. 利用者の都合等により夜間等に訪問リハビリテーションを希望する場合は、実施地域内外に関わらず、2.の交通費とは別にタクシー料等実費を徴収する。
4. 費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
5. その他の費用の徴収が必要となった場合は、その都度協議して利用者等に説明し同意を得たものに限り徴収する。
6. その他利用料について支払いが困難な状況が発生した場合は、管理者と協議の上、減額または免除することができる。

第9条(緊急時の対応)

急に利用者の容体に変化があった等、緊急を要する場合、家族、病院(主治医、協力病院等)へ速やかに連絡を行うなどの措置を講じます。

第10条(事故発生時の対応)

当施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに利用者の家族等に連絡を行うとともに、市町村の担当窓口および京都府の担当窓口に報告します。そして、事故発生原因を追求し再発防止などの必要な措置を講じます。また、当施設の責により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行います。

第11条(職員研修)

1. 職員に対しては、スキルアップに繋がる定期的な研修を行います。

第12条(苦情処理)

指導等にかかる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するよう必要な措置を講ずる。

第13条(個人情報保護)

1. 訪問リハビリテーションを行う職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持する。
2. 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

第14条(秘密保持)

1. 訪問リハビリテーションを行う職員は業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持します。
2. 職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるために、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

第15条（虐待防止のための処置事項）

事業所は虐待の防止に努めるため、以下の措置を行うこととします。

1. 虐待防止のための職員への研修の実施。
2. 利用者及び家族からの苦情処理体制の整備。
3. その他虐待防止のために必要な処置

第16条（その他運営に関する重要事項）

1. 医療機関の医師及びその他の職員は社会的使命を充分認識し、利用者の意向を踏まえ、居宅介護支援事業所、他のサービス事業所及び施設、市町村職員等と連携を密にし、利用者に必要な援助を行う。
2. 止むを得ない事情により訪問リハビリテーションの定期的な実施が困難な場合は他の事業所を紹介する等必要な対応を行う。
3. 訪問リハビリテーションの際、万が一事故が生じた場合は、各医療機関が契約している医師賠償責任保険等により対応し、賠償する。
4. この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人社団 千春会が別に定める。

（付則）

この規程は、平成30年4月1日を持って改定する。

この規程は、令和5年4月1日を持って改定する。